

下記のとおり、令和 4 年度駒岡清掃工場複合機保守管理業務に係る一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 4 年 2 月 10 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

郵便番号 005-0861 札幌市南区真駒内 602 番地
札幌市環境局環境事業部駒岡清掃工場管理係（電話 011-582-9733）

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和 4 年度駒岡清掃工場複合機保守管理業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所 駒岡清掃工場（札幌市南区真駒内 602 番地）

札幌市環境局環境事業部駒岡清掃工場

(5) 入札方法

月額で行う。入札金額は、仕様書に示した 1 月あたりの予定数量に区分ごとの 1 枚（1 カウント）あたりの単価（以下「単価」という。）を乗じて得た金額の合計（月額）を記載することとする。

また、入札書の提出の際には、別紙「単価内訳書」を、入札者の印で割印をしたうえで添付し、単価については、銭の単位（1 円未満 2 桁）まで記載してよいこととする。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を、入札書に記載すること。

「単価内訳書」の記載も同様とする。

なお、当案件に係る契約金額（各月の支払金額）について、入札書記載単価に使用数量を乗じて得た金額（月額）に、当該金額の 10% に相当する額を、支払い時に加算することとし、支払金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

落札決定は入札書に記載された月額総価の比較により行い、契約は単価内訳書に記載された単価で行う。また、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札金額とする。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中で

ないこと。

(6) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。

(2) 入札説明書について
環境局ホームページにて公開する。

(3) 入札書の受領期限
令和4年2月25日(金)10時00分(送付の場合は必着のこと)

(4) 開札の日時及び場所
令和4年2月25日(金)10時10分
駒岡清掃工場3階 会議室

(5) 入札書の提出方法
持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

(6) 詳細は入札説明書による。